

滋賀県 介護支援専門員法定研修の一部が

教育訓練給付制度の対象となりました



教育訓練給付制度とは

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給される制度です。

特定一般教育訓練…最大で受講費用の50%（上限25万円）

一般教育訓練…最大で受講費用の20%（上限10万円）

支給対象となる滋賀県介護支援専門員法定研修

研修名	教育訓練の種類	指定番号
実務研修	特定一般教育訓練	2522004-2420013-2
更新研修Ⅱ（実務未経験）	特定一般教育訓練	2522004-2420023-5
再研修	特定一般教育訓練	2522004-2420033-8
現任研修（専門課程Ⅰ）	特定一般教育訓練	2522004-2520013-2
更新研修Ⅰ（専門課程Ⅰ）	一般教育訓練	2522004-2510022-5
主任介護支援専門員更新研修	特定一般教育訓練	2522004-2520023-2

※主任介護支援専門員研修につきましては、滋賀県社会福祉協議会へお問い合わせください。

給付条件

教育訓練給付を受けるには条件があります。パート・アルバイト・派遣労働者の方も対象です。

※自己負担額が20,005円を下回る場合は支給対象になりません。

受講開始日時点で、在職中で雇用保険に加入している

はい

いいえ

離職してから1年以内である

妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由により
適用対象期間の延長を行った場合は最大20年以内

はい

いいえ

今までに教育訓練給付を受けたことがない

給付条件外

はい

いいえ

雇用保険の加入期間
が1年以上ある

・前回の受講開始日以降、雇用保険の加入
期間が3年以上ある
・前回の支給日から今回の受講開始日までに
3年以上経過している

はい

いいえ

はい

いいえ

教育訓練給付が受けられます。

必要な雇用保険の加入期間を過ぎると教育訓練給付が受けられません。

ハローワークで支給要件の照会ができます。制度の詳細はお住まいの地域のハローワークにお問い合わせください。

給付手続き

支給申請は、**研修修了日の翌日から起算して1か月以内に、住居所管轄の公共職業安定所（ハローワーク）で行う必要があります。**

また、**申請に必要な書類は各自でご用意いただく必要があるため**、制度チラシや厚生労働省HPをご確認いただき、詳細については管轄の公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

厚生労働省
HP



教育訓練給付制
度について
(申請書類等)



ハローワーク
一覧



県への
提出物



手続きの流れ ※申請を希望される方は必ずご確認ください

特定一般教育訓練

一般教育訓練

訓練前キャリアコンサルティング

ハローワーク、キャリア形成・リスキング支援センターで
受けることができます。

受給資格確認

受講開始日の2週間前までに、住居所管轄の
ハローワークに申請。電子申請も可能です。

「教育訓練修了証明書等交付願」および返信用封筒を**滋賀県**へ提出
返信用封筒は角2サイズで特定記録郵便の料金分切手を貼付してください。
研修修了が確認できた方へ滋賀県より修了証明書等を郵送します。



郵送時間も含め、手続きに2週間ほどかかります。
支給申請に間に合うようお手続きください。

教育訓練修了証明書および領収証の受領

支給申請

研修終了日の翌日から1か月以内に、住居所管轄のハローワークにて行う。

※給付条件や手続きの詳細内容は、住居所を管轄するハローワークへお問い合わせください。

